

令和4年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

令和4年6月13日 午前10時00分開議

日程第1	報告第4号	壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第2	報告第5号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑あり、報告済
日程第3	報告第6号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑あり、報告済
日程第4	報告第7号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第18号)の専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第5	報告第8号	令和3年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑あり、報告済
日程第6	報告第9号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、報告済
日程第7	報告第10号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について	質疑あり、報告済
日程第8	議案第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第9	議案第30号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	質疑なし、予算特別委員会付託
日程第10	議案第31号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	要望第1号	地球温暖化防止のために松崎新田に太陽光パネル設置の要望	質疑なし、産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鶴瀬 和博君

13番 中田 恭一君

14番 市山 繁君

15番 土谷 勇二君

16番 豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新報社から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 報告第4号～日程第7. 報告第10号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、報告第4号から、日程第7、報告第10号まで7件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。

まず初めに、報告全般について、質疑の通告があつておりますので、これを許します。山口議

員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今回、議案に対して報告がされております。その点で、老岐市は通年議会ということで例年行われて、例年を見ますと、4月、5月で議会が行われているというのが通常であったというふうに思いますが、今回、特別なのか、4月、5月に議会が開かれないうまま6月議会というふうになりました。

そういう意味で、通年議会を提唱しながら、今回、4月、5月開かれず、このような形で専決処分を出されたということについて、どのような経緯、お考えがあつて結果になったのかをお聞かせください。

今後、改善点がお考えだったらそれも含めてお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。山口議員の御質問にお答えをいたします。

専決処分についての御質問でございますけれども、専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項におきまして、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により、特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができるとされておきまして、それに基づき、老岐市議会基本条例第12条第1項におきまして、その専決処分の指定が定められております。

本市の議会は通年議会を採用されておりますので、原則、専決処分は行わず、議会へお諮りしておりますが、専決処分として指定されている事項で急を要するものなどにつきましては、老岐市議会基本条例の規定に基づき、専決処分を行っております。

原則として、議案提出をして議決をいただくということは、十分認識をしております。今後もこれまで同様に真にやむを得ないものを除き、議案提出を行い、議決をいただくよう努めてまいります。

それぞれの専決理由につきましては、各部署より説明をさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） おはようございます。それでは、市民部関係、4件、専決処分を行っておりますので、その理由を御説明いたします。

まず、報告第4号及び第5号の市税条例及び国民健康保険税条例の専決処分につきましては、令和4年度の税制改正に係る地方税法等及び地方税法施行令等の一部改正が令和4年3月31日に交付をされ、同年4月1日から施行をされました。これに伴い、市税条例及び国民健康保険税条例についても、同年4月1日から施行する必要があることから、同年3月31日付で専決処分により条例改正を行い、直近の6月議会に報告を行ったものでございます。

次に、報告第6号損害賠償の額の決定に関する専決処分については、約1年半前の事故であり、

責任割合の同意が得られたため、早急に相手方へ損害賠償額を支払う必要があることから、議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、3月30日付で専決処分をしたものであります。

次に、報告第10号令和4年度一般会計補正予算（第1号）のうち、子育て世帯生活支援特別給付金については、国が低所得の子育て世帯及びひとり親世帯に対して児童1人につき5万円の給付事業を開始することに伴う費用について、準備作業を速やかに進める必要があるため、5月27日に専決処分を行い、6月中に給付を開始するためでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

○財政課長（原 裕治君） 私のほうから、予算関係の専決処分について御説明させていただきます。

報告第7号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第18号）の専決処分についてでございますが、壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、例年3月31日付で専決処分を行っております。

理由といたしましては、市議会基本条例の規定にありますとおり、年度末の地方債充当事業の実績に基づく各起債額の調整及び事業費の調整を行っております。また、第4号の規定にあります一般財源、主に3月に交付の特別交付税や各種交付金の交付決定額によりまして、歳入歳出決算見込みを算出し、当該年度の基金取崩しの減額や積立金の追加をする調整を行っております。

したがいまして、最終的な決算見込みの算定を行っておりますので、3月31日付で専決処分にて補正予算を編成させていただいております。

報告第10号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてでございますけれども、先ほど、市民部長の説明もございましたとおり、国が低所得世帯、ひとり親世帯に児童1人当たり5万円の交付について、6月から支給開始することとされ、また県議会議員辞職に伴う補欠選挙、参議院選挙と同時に行う見込みとなったため、これらの準備を早急に行う必要があるため、壱岐市議会基本条例第12条第1項第6号のコロナ感染症対応事業及び第7号の選挙費に係る補正でございますので、5月27日付で専決処分にて補正予算を編成させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 専決処分の理由については確認しておりますし、議会基本条例に沿った形で専決処分されているということは承知しております。

ただ、専決処分にするに当たって、やっぱり緊急を要するため、議会を招集する時間的な余裕がない、このことが明らかであったということがあって、初めて議会が開かれないと、開くこと

ができないということがあった上での専決処分というのがあるというふうには私は思うんですね。

だから、理由がつけられれば専決処分していいというふうにはならないということで、特に4月、5月、一度も議会が開かれずに今日に至った、通年議会を称している市議会として、やっぱり問題ではないかと、その点での認識をお答え願えますか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

専決処分につきましては、それぞれの部署からその理由について説明をさせたとおりでございます。昨年度は6月会議におきまして専決処分が3本でございました。本年度は5本ということで2本多いような形になっております。ただ、それぞれの理由につきましては、今説明させたとおりでございます。

ですから、どの報告の分が専決処分にふさわしくないのかということを書いていただければ、その分についてはまた再度説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 専決処分の理由は納得できるものでありますが、なぜ議事を4月、5月、2か月にわたって、それまで4月、5月、4月に2回開いた年もあるではないですか。なぜ今年に限って4月、5月開かずに、そして議員の意見を聞いて審議しようということにならなかったのか、それをお聞きしているんです。なぜ4月、5月開けなかったのか。専決処分に至っては、やっぱり、議会が開けないからそういう理由で専決処分をするということが前提にあると私は思うんですが、そういう前提ではないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

今回、提出させていただきました専決処分の大半につきましては、3月31日までに議決をいただかなければいけないものがほとんどであります。それ以外につきましては、先ほど、予算のほうで説明をいたしました県議会議員補欠選挙、そして、子育て等の交付金、急を要するものでございます。あとは損害賠償の額の報告でございます。

ですから、通常、専決処分につきましては、処分した次の市議会の折に報告をするということになっております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 3回終わりましたが、それで止めてください。

○議員（4番 山口 欽秀君） なぜ4月、5月召集する余裕がなかったんですか。必要がなかった、余裕がなかった、どっちですか。それだけお答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 4月、5月に議会を招集、開催をお願いする案件がなかったということでございます。ですから、専決処分につきましては、次の議会で報告をするということでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、報告第5号とか6号とかもう一緒になりましたが。もう3回、4回やっていますから閉じたいと思いますがいいですか。

できないちゅうことじゃないです。5号、6号の説明がありましたから、その点について質問があればどうぞ。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 報告第6号について、損害賠償の解決が長期になったという説明でありましたが、1年半になったと。やっぱりこの1年半になった理由については、どういう理由があったんでしょうか。それでいいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの山口議員の御質問にお答えをいたします。

損害賠償の解決が長期化した理由はということでございますが、損害賠償の解決が長期化した理由でございますが、相手方が主張をされる過失割合と保険会社より提示をしている判例をもとにした過失割合の差異の調整に時間を要したものであります。最終的に納得をいただき、双方合意の上で示談書の締結となったところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） このような損害賠償の点で、市民の皆さんと市長が、市側が揉めるといふ点でいくと、やっぱり好ましくないというふうに思うんですね。

先日の長崎市のセクハラの裁判も長期にわたって解決が延ばされたというところで、やっぱり行政側も含めて、市民の立場、市民の利益ということで考えたときに、やみくもに長期化するというのはまずいと思うんですが、そういう点での今回の教訓は何かありますか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） これに関しては、保険会社の判例に基づき、双方の合意を得るということで進めておりますので、今後も早急に解決を図るようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 市民の立場、市の立場、いろいろあるでしょうけども、歩み寄りを早くして解決を早くすべきであるということ、こういう問題、思います。そういう面では、市のやっぱり保険会社頼みではなくて、市がちゃんとそういう市民の立場にどう立てるかという

ことが、問われるのではないかなと思います。

次、報告第8号でいいですか。報告第8号についてお伺いします。

繰越明許費の件なんですけども、今回、報告第4号で専決処分のところで、郷ノ浦港のターミナルビルの改修の予算が急遽出されて、急遽採決というようなことで議会が始まったものですから、この繰越明許費について、やっぱりどうなんだろうということで、私いろいろ調べたり考えたことで、とりわけ今回の繰越しについては、予算そのものは単年度できっちり行っていくという、予算の単年度主義というのが前提にあるわけですから、できるだけ繰り越さないというようなことでいくべきであるという前提で、そういう中で、どうしても繰り越さざるを得ないというのは、私も理解できます。

そういう中で、今回、一つの例として、郷ノ浦港のターミナルビルの改修について、最初、議論出ましたので、この改修事業についてどうしても繰り越さざるを得なかったという点で、どういう点があったのか、もう一回、御質問させていただきます。

そして、できるだけこの繰越明許費が出ないような、やっぱりやり方というのが追求すべきではないかなと考えますが、その辺りの市の考えをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの山口議員の御質問にお答えをいたします。

郷ノ浦港ターミナルビルの件で御質問でございましたので、お答えをさせていただきます。

郷ノ浦港のターミナルビルのその繰越しになりました経過といいますのは、前回、説明をさせていただいたとおり、昨年、調査費とそれから工事費まで予算化をさせていただいておりましたけども、その調査に当たって説明を申し上げたとおり、非常に老朽化が進んでいたということで、その年度内に工事を終えることはできなかったというところがございます。それから、その額的なところで、いわゆる老朽化の度合いがかなり進んでいたものですから、このたび令和4年度の現年度の予算で2,200万円の追加をさせていただいたところがございます。

よって、そういったことから、その工事費の繰越しを令和3年度から繰り越させていただいて、それから令和4年度と、2,200万円併せたところで、このたび発注をさせていただくということで、今回、議決をいただいたところがございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 予算段階での調査を徹底しておけば防げたというふうには考えられる事象ではないですか、これは。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 調査費、調査について、やはり中身を見てみないと、調査を、

結果を見てみないと、どうしても工事費が算定できないといったことがございます。今回はそういったケースでございまして、どうしても工事費を繰り越し、そして新年度で追加をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） それぞれ不具合がというか、突然の事故が起きて、繰り越さざるを得ないというのは理解できますので、ただ、例えば、その道路工事で突然のミスがあったとか、測量ミスがあったとか、住民の協力が得られなかったとか、そういう事態があって、その次の段階での不測の事態には日数的に長期になっていて、繰越しせざるを得なかったと、そういうようなことがる道路のところも書いてありますが、そういう事態をできるだけ避ける努力と、あとそうなったときに、何か住民への説明がどうなのかなという、こうこう理由で工事が遅れますよと、来年度になりますよと、そういう市民への理解、情報伝達というか、そういうのも必要ではないかなと、繰越しに当たってのですね。

それから今、猿岩線の私の近所に道路工事がどんどん進んでいるんですが、工事が終わるんだけど、途中でパタッと止まってしまう。これは、繰越しじゃなくて予算の都合かもしれないですけども、住民にとってはいつどうなって終わるんだと、そういう危惧の声が聞かれるんですよ。大体できているのに何で通れないんだという場所もあれば、ガードレールがいつまでもあって、舗装ができないままそのまま過ぎていると、そういうことがありますので、そういうことも含めて、工事をやって遅れるとか、そういう点での地域への公民館長さんを含めて、状況の報告なんかをしていただけると、市への信頼も高まるんじゃないかなというふうに考えております。

繰越しができるだけないように取組を強めていただきたいということで、終わります。

次に、ちょっと前後しますが、報告第5号でよろしいでしょうか。

第5号、国保の問題であります。今回、併せて3万円の引き上げになりますが、限度額がですね。このことによって、どれだけの人数の市民の皆さんに負担増が及ぶのかということ。それに関わって、負担増だけじゃなくて、低所得者への減免、国保の減免等の考え方はないのかということをお聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

国民健康保険税条例の今回の条例改正で、負担増となる市民の人数はどの御質問ですが、限度額を超え、負担増となる市民の人数は、41世帯となっております。また、低所得者への減免方策の拡大は今回の条例改正ではございません。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 国保については着実にというか、どんどん上がってきている。その割には、その一方で市民の所得は上がっていないわけで、当然負担がかぶっていくわけですから、そういう面では対応が求められると思うんですが、今回41世帯ですが、やっぱり負担増は押し止めるべきではないかというふうに思いますが、この条例については、国が条例改定したから市がそのまま受けて条例を改定するという立場じゃなくて、市独自の判断で条例を抑える、そのままにするとか、額を縮減するという判断もできると思うんですが、それはいいんですか、そういうことで確認いいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいま山口議員の再質問ですが、市独自のということですが、これ地方税法等の一部改正によるものですが、市独自の減免の方策等は考えておりません。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） 減免ではなくて、壱岐市独自で改正はしないまま、このまま維持とか、そういうことの判断は壱岐としてできますねということですが、それはどうでしょう。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 今回の条例改正につきましては、地方税法等の改正により行っておりますが、壱岐市国民健康保険税条例でございますので、市の条例でございますので、議員の言われることもあると思いますが、今回につきましては、市の独自の考えはございませんということで説明しております。

○議長（豊坂 敏文君） 4回目です。山口議員、どうぞ。

○議員（4番 山口 欽秀君） 最後、4つ目ではありますが、報告第10号についてであります。今回、子育て世帯生活支援特別給付金事業でと、もう一つ、ひとり親世帯生活支援特別給付事業ということで、この2つの事業での対象人数、それから今後の支給計画、どのように進められるのか。今までだったらもう少しこう支給計画辺りに出たと思うんですが、今回出されませんが、その辺りの計画を具体的に教えてください。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金はひとり親世帯分とひとり親以外の低所得の子育て世帯分の2とおりの給付事業となっております。昨年度に引き続き、全額国費で実施をいたします。

この事業の対象者の人数と今後の給付事業計画はどの御質問ですが、まずひとり親世帯分につきましては、500人分を予算計上しております。ちなみに令和3年度の実績は480人でありました。

既に4月分の児童扶養手当の支給を受けている方428人の方につきましては、6月10日付で今月の23日、木曜日振込予定の支給案内を送付をいたしております。

次に、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分につきましては、700人分を予算計上しております。ちなみに令和3年度は555人分を給付をいたしております。

こちらは、令和4年4月分の児童手当受給者等で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯についてプッシュ型により給付を行う予定ですが、令和4年度の住民税の納入通知の発送が今週の15日を予定しておりますので、課税情報が確定次第、7月中を目途に支給を行うように進めてまいります。

また、ひとり親世帯の児童扶養手当を受給していない方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当等を受給している方と同じ水準となっている世帯、及びひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯で、住民税均等割が非課税世帯と同様の事情にある世帯については、今後申請していただく必要がございます。

なお、両給付金ともに申請期限を令和5年2月28日までとしておりますので、今後、ホームページや広報、ケーブルテレビ等により周知を行い、申請漏れを防止するために、対象になる可能性がある方については、個別での案内の通知等も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 特にこれを専決処分されたと、先ほど言われました。至急、給付したいんだというふうに言われて、議会の審議抜きで専決処分されたわけですが、そういう意味でいくと、子ども・子育て世代については理解できます、6月10日付でということ。その一方で、このひとり親世帯については——もう少し遅れますよね、今週の15日とか、そういう緊急性については、そう問題ないというふうに今、聞こえましたが、そういう意味では、やっぱり専決処分に頼ることなく、やっぱり議会できちんと審議すべき議題であったんじゃないかというふうに、私は思います。しかし、専決処分されましたのでしょうがないといえそうですが、今後、専決処分の在り方、先ほど言いました点に踏まえて、対応をお願いいたします。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、報告第8号令和3年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑の通告があつておりますので、これを許します。武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 報告第8号の繰越明許費について、2総務費7情報管理費地域情

報通信推進事業費の繰越しについてお尋ねします。

説明では、半導体不足で機器の納入が遅れているということでしたが、現在、ケーブルテレビ加入者へのこの不都合等起きていないのかどうか。またそれが起きないようにどのような対応をされているのか、お聞きいたします。

2点目は、この令和4年度でそれが完全に事業が完了するのか、今後の事業実施スケジュールについても説明をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 武原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の機器の納入が遅れていることでケーブルテレビ加入者への不都合が起きていないのか、どのような対応で対処しているのかという御質問でございますが、まず、今回の機器につきましては、DONUというインターネット用の通信端末機器でございますが、インターネットの利用環境に必要な機器でございますが、コロナ禍でのテレワークや家庭で過ごす時間が多くなったことによりまして、インターネット加入が全国的に増えております。

壱岐市でも令和元年度までは年約200件の加入者増でございましたが、令和2年度591件の加入者増、3年度289件の増と、加入者の増加が続いており、機器の発注数も、前回令和2年度に500台、そして今回400台と増やして注文をいたしております。

機器の在庫でございますが、前回の発注を令和2年度末で710台の在庫を持っておりますので、今のところ加入者へは御迷惑をおかけすることなくサービスの提供ができております。

次に、令和4年度の事業スケジュールでございますが、ただいま申し上げましたインターネット用通信機器につきましては、10月末に納入予定でございます。

また、石田中継局通信設備更新工事につきましても、10月に機器が納入をされ、年内に設置、調整が完了する予定となっております。

いずれにいたしましても、市民皆様に影響が出ないように、引き続き、光ネットワークとも連携を図りながら、また事業者とも連絡を密にしながら対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 具体的に丁寧な御説明、ありがとうございます。やはり、毎月の利用料を支払われております、加入者目線において説明等十分によろしく願いいたします。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 簡潔にお尋ねいたします。

4番議員の質疑を聞いておまして、私もこの報告第6号のいわゆる損害賠償、つどつどあっております。つどつどですね。そして、報告第10号、この特別給付金の問題、こういうのは、やはり議会に諮っていただきたい。もんと、何度も繰り返しますが、山口議員が言っていました。4月、5月は本当に私たちは政務調査とかそうした面以外には、何もこの議場に来て活動することはありませんでした。本当に忸怩たる思いで、私も議員として調査権限だけで議会が開かれないちゅうのはどういうことかと本当に考えました。ですから、議会当局にこれは専決しますよとかいっているんですか。それは地方自治法及び壱岐市議会基本条例第12条第1項の規定によれば、当然専決はできます。それで、ここの中に緊急性を要するものもあります。そして、出納閉鎖に係る問題もあります。それは分かっております。そういうのは僕たちも判断できない。しかし、この2件に関しては、いみじくも議会に報告して当たり前じゃないかという思いがあります。議事をなめとるとかと言いたい。

執行部は、もう少し、緊張した関係であるべき。車は両輪でもいいけど、やはり緊張した関係で議会運営はなされて当然であります。壱岐市の自治はそうあるべきと考えております。

総務部長の見解を求めたい。簡単にあなたは専決できると言いましたが。何を持って言っているのか、答弁を願いたい。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

最初申し上げましたとおり、今後もこれまで同様に真にやむを得ないものを除き、議案提出を行い、議決をいただくよう努めてまいります。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） これで終わりますからね。議長、私はぱっとやりますから。

もう既に議決を終わっているんですよ。終わったものを報告ですよ。それが、専決でしょう。それは一番楽でしょう。議会にものを言わせなよかとですから。報告をすれば良いとでしようから、もう議決しているんですから。報告で済むわけですから。

以上、市長、どう考えますか。もっと親近感のある議会と、やはり執行部が侃々諤々と議論をして、成案とすべきじゃないですか。私はそのように考えますがね。お願いをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁要りませんか。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 僕は答弁求めました、市長に。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 専決処分がしなくてもいいのにしたという、議会軽視ではないかという御意見だと思っております。今2件ほど言われましたけど、1件目の損害賠償請求事件、これに

つきましては、議会基本条例の中で50万円以下の損害賠償に係るものは専決していいよとなっておりますので、このことについては、当然専決処分が許されるものと思っております。

次の、子ども・子育て等の国の交付金等々について、見解として、それは議会に付すべきではなかったかという御意見でございます。十分、検討いたしまして、今後、そのような御批判を受けないようなことで専決処分等々を行っていきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 私は、決意を新たに再スタートを切られた白川市長と思うんです。何と言われたかという、心血を注いで市民の皆さんの付託に応えていくと言われた。ということであれば、もっと心から愛情を示してもらいたい。私はそう思いますよ。議長、どうですか。壱岐市議会は通年議会ですよ。臨時議会でいいんじゃないですか。定例議会4回と臨時議会だけでいいんじゃないですか。何のために通年議会制度を引いているんですか、名ばかりですか。本当に悔しい。

もっと市民の皆さんにどうしてこういう議案が採択されているのか。あからさまに報告をして、もっと親近感のある市政を引いていくのが我々の使命ではないですか。私はそれを強く訴えて、これで終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、以上で報告第4号外6件の質疑を終わります。
以上で、7件の報告を終わります。

日程第8. 議案第29号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第8、議案第29号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、これで議案第29号の質疑を終わります。

日程第9. 議案第30号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第9、議案第30号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第10. 議案第31号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第10、議案第31号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、これで議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案全般について質疑の通告がっておりますので、これを許します。

3番、武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 議案第30号、3民生費、児童福祉費、保育所費、認定こども園についての通告を3点しております。

まず1点目、令和4年1月、建設予定地が決まったと壱岐市に連絡があり、1か月後の2月1日、県へ協議書を提出、その書類には危険地区指定の有無が有になっています。民間事業者へはこの件について伝えてあるのか。また、5月30日の全員協議会の説明のときに、危険地区指定があることを説明はありませんでした。なぜ説明されなかったのでしょうか。

2点目、5月30日の全員協議会において、市長はこれまで社会福祉法人からの正式な申し入れはない、大変急な話、挨拶もない、寝耳に水など説明されています。令和3年までに理事長との面会、壱岐市への申し入れや相談があったと聞いておりますが、その時期や回数をお答えください。

3点目、2月1日に県に提出された協議書には、詳しい施工計画が記されています。この4か月間、子ども・子育て会議での協議や議会での説明、地元民間事業者や保護者への説明が全くありませんでした。なぜ説明をされなかったのですか。

以上3点、お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの武原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、2月1日に県へ協議書を提出、その書類には危険地区指定の有無が有になっている。民間事業者へは伝えたのか。それから、危険地区指定があることをなぜ説明をしなかったのかということでございます。

県への協議書につきましては、壱岐市の状況とこれまでの答申に基づく方針など、事実を協議書に報告を行っております。

こども園開設予定の民間事業者は、建設予定地選定の段階において、この地域一帯が土砂災害警戒区域の指定がなされていることは、事前に把握の上で予定地の決定をされております。これ

らの状況を踏まえ、許認可権を有する県が判断をいたしますので、市からの説明は行っていないところでございます。

次に、2つ目の、令和3年までに理事長との面会、壱岐市への申し入れや相談があったと聞いているが、その時期や回数はこのこととでございます。壱岐市への申し入れは令和2年10月に設置事業者である社会福祉法人北串会より認定こども園の設立に向け口頭でこども家庭課へ相談がっております。しかしながら、この時点では開設時期や建設予定地など具体的な話はできていない状況とございました。その後も壱岐市への申し入れはあっておりません。

令和4年1月、今年になります。北串会より建設予定地が決定をしたとの連絡をこども家庭課が口頭にて受けております。その後、協議書の提出を令和4年1月25日に県より求められ、令和4年2月1日に壱岐市の状況とこれまでの答申に基づく方針につきまして、県へ協議書の提出を行った状況とでございます。

以上でございます。

次に、3番目の御質問がございました。2月1日に県に提出した協議書には、詳しい施工計画が記されている。この4か月間、子ども・子育て会議での協議や議会での説明、地元民間事業者や保護者への説明が全くなかった。なぜ説明をしなかったのかという御質問でございます。

協議書の施工計画につきましては、設置事業者である社会福祉法人北串会が2月の時点での計画を県へ提出をされたものですので、市が詳細な内容を作成したものではありません。また、関係機関への説明につきましては、国の令和3年度繰越予算での4年度採択に向けて、協議書において壱岐市の状況とこれまでの答申に基づく方針について県へ協議書の提出を行っております。

その後、厚生労働省子ども家庭局より4月1日付内示が壱岐市長宛に届き、壱岐市の義務負担を伴う予算措置を講じる旨の通知が4月14日にあり、急遽6月補正予算にて市の義務負担を併せた所要の経費を予算計上させていただいた次第でございます。よって、国の内示もない状況では、議会への詳細な説明もできないということとございました。

なお、6月8日には子ども・子育て会議へ報告と確認をいただいております。今後は保護者のほうへの説明会も早急に開催をさせていただく予定とでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 3点の確認です。1点目です。事業者は、この危険地区という認識をして選定をしたっておっしゃいましたが、これを5月30日の全員協議会では議員には説明はされていません。それについての答えがなかったので、後でまたお願いいたします。

2点目ですが、今の説明によりますと、口頭での説明で、理事長は壱岐市には出向いていないという説明になりますけれども、そのもう一度、確認です。またそういう状況で協議書がつ

くって県に出されたのか、壱岐市のこの法人に対する信用度というんですかね、ただ、口頭で言われただけでこういうふうに重大な予算も含めた壱岐の子供たちの保育に関して、かなりの予算が投入されることへの、どの程度の認識でこう対応されたのか、ちょっとお聞きします。

3点目です。今の御説明では、まだ計画段階だったから何も説明はしなかったということでしたけれども、国からの内示が4月1日、また4月14日には市への予算措置を講じる旨の通達もあっているということで、4月の15日以降から5月30日までに説明できるタイミングはあったと思うんですけれども、それをなぜされなかったのかということですね。あと6月8日に、子ども・子育て会議が招集されたと、私も委員の方にお聞きいたしました。大変困惑されておりました。なぜこういうことがもうほぼ決定のような形で報告されるのか、納得できないと、きちんとまず説明をしてもらわないと、民間事業者の方ですけれども、これでは今後の事業が継続できないことになり兼ねないというぐらい、かなり憤りをもって、私にお話されております。

そういう方の声とか保護者の声もすごくありますので、今後、どのような形で、皆さんへの説明をされるつもりなのか、お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの武原議員の再質問にお答えいたします。

土砂災害警戒区域を議会でなぜ説明をしなかったのかという、まず1点目の質問だったと思います。それと、北串会理事長と面会もないのに協議書を提出したということでの御質問だと思います。3点目の4月1日内示、4月14日に義務負担を伴うということでしたが、このことについてお答えいたします。

土砂災害警戒区域につきましては、この状況については把握をしてございましたけれども、土砂災害警戒区域ということでの建設に当たっての縛りというものはございません。建設してはいけないということではございませんで、その内容について説明をしなかったのは、そういうことで隣接をしているがそれに伴う建設に当たっての県の許認可ということは、県のほうが判断をするということになりますので、市としての説明を行っていないというところでございます。

次に、理事長との面会については、2月の時点ではメール等と電話による内容の確認ということで、県のほうから求められておりますので、その内容を市のほうで確認をしまして、県のほうへ共有したと。理事長とはこども家庭課のほうへ、4月以降に市の人事異動もあっておりますので、挨拶にきたいということで申し入れを受けまして、私とこども家庭課長と主幹と3人が面会をしております。市長へは面会は行っていないところでございます。

それから、3番目の4月1日付の内示が4月14日にこども家庭課は受けているということで、その後、議会等への説明が5月30日になったということですが、これにつきましては、その内容につきまして、詳細な内容を説明できるまでの資料が整わなかったということ

で、5月30日に行わせていただいたことが事実でございます。

保護者への説明会を今後、議会終了後、早急に開催をしたいということで、今計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員、3回目。

○議員（3番 武原由里子君） 1点目です。市は危険地区と認識していたが建設はできるということで、許認可は県がするから壱岐市としてはそれを判断しない、そのため議会の全員協議会でも言わなかったという御説明だったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

これについては、建設はできるということは、6年前の芦辺中学校も同じような状況だったと思います。やはり、建設はできても真後ろ、子供たちの保育園、こども園の真後ろがやっぱり危ないところという状況は変わらないと思います。そういうところに本当に壱岐の大事な子供たちをそこに通わせなければならない親がいるというのは、すごく私は心が痛むと思うんですね。やっぱりこれを聞いた保護者の方も、ちょっとそういうところにはと、やはり何人も今、子育て中の親さんの声を聞きました。

やはり、ここは建設はできても、それは本当に保育の安全性、子供の保育環境が最適なのかというところを、やはり大人の私たちが考えるべき事案ではないかと思っております。6年前のふれあいグラウンド付近での芦辺中学校建設のことをもう一度、思い返していただきたいと思っております。

2点目ですが、法人の理事長と市長は面会していないという今の答弁でしたが、こういう民間の事業者が入ってこられるときに、そんな簡単に、担当部課長のレベルで話が進んで、これだけの予算をつけるということが今まで、そういうやり方をされていたのかどうかちょっと疑問なんです。まずもって、なぜそういう遠いところの法人が壱岐に来られたのかということも、やっぱり皆さん疑問に思われていますので、やはりここはもう少し慎重に、壱岐の子供、大事な子供たちを預ける、その法人として本当に大丈夫なのかということ、やはり執行部も議会もきちんとただすというか、民間だから何も言えないというのはおかしいと思います。やはり、公金を投入します、継続的に壱岐の子供たちの保育を任せる場所になるはずですから、そういう、もう少しここは慎重にやってもらいたいと思います。

あと3点目ですが、先ほど、保護者の説明会は議会終了後、早急にと言われていましたけれども、同じ小規模の同じ同業者ですね、事業者さんがたくさん壱岐にもございます。その方たちが一番直接、今後いろんな影響が出てくると今すごく心配されておりますので、そこの方への説明とかも考えていらっしゃるのでしょうか。もし考えていないということでは、早急にしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

土砂災害警戒区域のことですが、今回の場所につきましては、いわゆるレッドゾーンではございませんで、イエローゾーンに値するところですが、このことに関して、北串会のほうとも確認をしておりますが、特別警戒区域、レッドゾーンではありませんが、隣接をしているということで、安全、安心を確保するために、急傾斜地側全体に土留めコンクリート、それから排水溝を設置する計画であるということを確認しております。こういうことで、あとは県の許認可が県の判断になると思っております。

次に、2つ目の質問ですが、民間の事業所でありますので、これにつきましては、国の内示が出るまでに詳細な説明をすることはできませんでした。民間の事業者が計画されたことでありますので、内示が出た時点でということですが、4月14日に内示が出て、その後、時間があつたんじゃないかということですが、今回のように5月の末になったということで御理解いただきたいと思います。

そして、3番目に、保護者の説明会は議会終了後を予定しておりますが、事業者、小規模保育施設の事業者につきましては、先ほど申しました6月8日に子ども・子育て会議の中に民間事業者の方も数名入っておられます。その方々の御意見もお伺いし、今後、他の民間保育施設につきましても説明を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 3回終わりましたので、これで閉じます。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分にいたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き継ぎ会議を開きます。

議案質疑を続けます。

同じく、議案全般について質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 認定こども園に関する質問をさせていただきます。

まず、30日の全協の折に説明が唐突に行われて、その中で、この認定こども園の許認可は長崎県にあるというようなことで、壱岐市としては何も言えないんだというような趣旨の説明でありました。しかし、2月1日に長崎県に協議書を提出し、その中には今回の施設整備を希望する

という旨がちゃんと記載してあることが後で協議書の提出をしていただきまして分かりました。

そういう意味では、きちんと壱岐の希望、提出の折に出されているわけでありまして、単なる希望、整備を希望するというだけで済まされるものではないと思います。

そういう意味では、壱岐市が長崎県に様々な意見を言って、壱岐市が希望する民間こども園をつくるという立場が必要ではないかと思いますが、きちんと長崎県にもものが言えるという立場が立って、今後もやられるのか、その点をまず1つ。

それから、2つ目、県への協議書が出されておりますが、建設予定地が特別警戒区域に隣接するということが、市のほうはしっかり把握されていたということです。じゃあこの協議書提出に当たって、この建設予定地が特別警戒区域に隣接するという点でどのような検討、判断をされたのか、もう一度、御返答お願いいたします。

3番目、全員協議会の中で、民間のこども保育園だから民間の業者には何も言えないというような声が議員の中からも聞こえたわけですが、この点で壱岐市も同等の考えで民間にはものが言えないという立場でのスタンスで、この建設に当たっていくという考えなのか。その点を明確にお答えください。

4番目、今後、認定こども園の県の認可とか申請が行われて進んでいくわけですが、もう少し、全協の資料では認定、申請のスケジュールについて詳しく書いてありませんでしたので、詳しい内容を御返答いただきたいと思います。

5点目、社会福祉法人の北串会について、今後建築申請がもう出されているのか、今後出されるのか、その点です。建築申請について、先ほど、危険地帯であるということで、対策について一切、全協のときに報告されませんでしたので、その危険地帯に対する対応の建設の資料等もあるのかないのか。あるなら出していくべきでないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する議事者の答弁を求めます。西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず1番目、壱岐市は長崎県にきちんと意見が言える立場にある、どうかということでございます。

まず、今回の施設整備につきましては、許認可権は県が有しております。県より協議書の提出を求められ、壱岐市の状況とこれまでの答申に基づく方針について、明記をさせていただいたところでございます。

これらの状況を踏まえ、県が判断を行うものでございます。

市が許認可に対して意見を言えるものではございませんし、答申である民間保育施設の育成と民営化にもありますように、民間活力の向上と適切な施設運営と幼児教育、保育の量の確保と質の向上につながるものと期待をしておるところでございます。

次に、2番目の、長崎県への協議書の提出に当たって、建設予定地が特別警戒区域に隣接することに関して、どのような検討がなされたのかということでございますが、許認可権につきましては、先ほど申しましたように、県が有しておりますので、指定区域などの状況も含め、県が判断されるものでございます。

市といたしましては、これに関しての検討は行っておりませんが、事業主体である北串会につきましては、先ほど、武原議員の質問にお答えしましたように、土砂災害特別警戒区域に隣接をしておりますが、特別警戒区域内に建設をされないことを確認しております。

ちなみに土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに建物の一部でも係る場合は、建築確認申請時に土砂法の構造規制がかかりますので、特別警戒区域内かどうかの確認を県の建設管理担当部署に提出をし、その回答を建築確認申請書に添付する必要があります。今回の場合は、それに当たらないということで確認しております。

また、北串会は、特別警戒区域内ではないが隣接しているということで、先ほど武原議員の御質問にお答えしたように、安全、安心を確保するために急傾斜地側全体に土留めコンクリートと排水溝を設置する計画であるということを確認しております。

次に、3番目の、民間事業者だから何も言えないとの意見が出されたが、壱岐市も同じ考えかということでございますが、壱岐市が建設する場合も、民間事業者が建設される場合でも、建築確認申請を提出し、承認を受けてから実施をされることとなります。また、協議書にも記載をされておりますように、認定こども園の最低基準面積等に適合をしているということに関して、市から言えることはございません。

次に、4番目の、今後の認定こども園の認可申請のスケジュールはということでございます。

認定こども園の認可申請のスケジュールにつきましては、設置事業者である北串会が建物の建築確認済証の交付後から来年3月上旬にかけて認可申請の手続を進めていくこととなります。

参考までに、北串会の保護者の説明会が今年の10月下旬から11月上旬を予定されております。壱岐市の令和5年度入所手続開始は、11月中旬から12月中旬の予定で進めてまいります。

次に、最後の社会福祉法人北串会から認定こども園の施設の建築申請は出されているのかということでございます。建築確認申請は、市議会の終了後を予定されていると聞いております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず1点目ですが、協議書を提出されていると。提出されている中で、そこにあるように、施設整備を希望すると、単なる文面ですが、どのような施設をというようなやっぱ意見をきちんと県に言う主体性というか、壱岐市の、そういうのが必要ではないかと思うんですよ。

認可に当たって、きちんと県に意見を言う、その立場がないと、市民が納得する施設にならないのではないかと。そういう点で、危険特別区域に隣接するということが分かっているながら、今言われるように、検討を行っていないということは、武原議員が言われましたように、以前、芦辺中建設の折に市民の中から多数、様々な意見が出された経緯というのは、市は十分御存じなはずだし、実際に危険区域に中学校を建てられなかった、建てないという判断をされた、それは懸命だったと思いますが、今回、その教訓というのは、この検討の中に一切なかったということですが、それはどのように考えていらっしゃるのか。

それから、4点目については、今後、具体的なスケジュールが決まりましたら、もう少し議会に向けて、報告をしていただきたいと。

それから、建築申請についても、先ほど言われましたように、土留めとかいろいろな設計が具体的に出されるということですので、これについても出され次第、議会のほうに出していただきたいというふうに思います。

それから、3番目の、やっぱり民間事業だからということですが、何も言えないという立場ですが、5,700万円の公的資金が壱岐市が交付されますし、国の予算も通るわけですし、実際、設置されたら様々な運営費が、公的な運営費が民間にも行くわけですから、きちんと子供の生命、安全をきちんと守っていく、福岡県では民間の送迎バスの中で幼児が亡くなったというようなことがありますので、ああいう点を防ぐためには、きちんと市が民間のやり方をチェックする、その立場がしっかりなければならないと思います。

知床の事故についてもそうじゃないですか。民間任せでいい加減なチェックでしたからこそ、ああいうふうになったと。そういうことに私はありますので、やっぱり民間といえども、しっかり市が市民の声を聞きながらチェックをするということが必要だと思いますが、その点でのお答えをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 西原部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

まず、協議書において、市の希望をしているのに、なぜそういうことが言えないのかということですが、まず、これにつきましては、民間が行われる事業でありまして、先ほど申しますように、災害特別警戒区域ではないけれども、土留めコンクリート、排水溝を設置する計画を持ってあるということですね。それにつきましては、それ以上の、もっとこうしたらよくないとか、そういう過大なことも市から求めることはできませんし、今やられてあることで、計画されてあることが今の現段階では最適なことであると考えております。

それから、この開設によって、先ほど申されますような、運営に対して市がチェックをする必要があるんじゃないかということですが、これにつきましては、市の認可保育所も民間

につきましても県の監査を受けておりますので、そのときに運営についてははっきりチェックがなされていくものと思っております。

あと、議会への報告につきましても、逐次報告をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 壱岐市としてきちんと主体性を持って、県にも、それから民間の業者に対してもものを言うという立場を持ちながら、協力しながらいいものを、いい事業をやっていくという立場がやっぱり必要だなと思います。民間がやるからというふうでのものが言えないというような立場をなくしていただきたいと。

今の答えの中に特別警戒区域について、芦辺中学校の隣接のときの教訓というのは一切なかったのか、今回、検討されなかったというふうに言われましたが、やっぱり検討すべきであったし、やっぱりあの教訓からいったら、あそこに壱岐の子供たちを預けるような施設をつくるということに、やっぱり疑問を持つべきだったと思いますが、その点はなかったんですか、ないですか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 先ほどから申しますように、この民間がやられる事業に対して、この土砂災害警戒区域のことについては把握をしておりましたが、市がそれに対して検討はしておりませんと。内容につきましては、先ほどから申しますような土留めコンクリート、そういったものをされるということで、こちらは確認をしたということで、市としてのその警戒区域に対する検討というのは行っていないということで申し上げます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 3回終わりましたので、いいですか。

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 今の認定こども園に関して、一つ質問というかお願いなんですけれども、5月30日時点で警戒区域に隣接しているという情報、僕らのところに上がってきていませんでした。かつ土留めコンクリートによって対策を取るという話も、今日僕は知ったんですけれども、その話までが30日の時点で説明されていれば、市民の方が、多分土砂災害区域に隣接しているという情報だけが一人歩きしてしまっ、必要以上に不安をおおってしまっている状況になっているのかなというふうに僕は感じました、今日の説明を受けて。

なので、30日の時点でその情報を僕らにしっかり伝えていただいた、プラスこういう対策を取るんだよということまで伝えていただければ、今の状況よりももう少し何か、何て言うんだろなあ、市民の方も必要以上に不安を感じずに済んだかなというふうに思いますので、そこまで

情報として伝えていただけたらありがたかったなというふうに思っておりますので、今後、そういうことが起きないようにお願いできればと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員ありますか、どうぞ。音嶋議員どうぞ。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 頭名をして申し上げます。音嶋です。私も総括質疑ですので、部長一人で必死で答えておられますので、難しいことは言いません。単純な質問をしたいと思えます。

子供さんを持ってある父兄の皆さん方は、より安全で安心して伸び伸びと過ごせる環境の保育園にやりたいと願うのが親心であると思えます。私もじいちゃん、ばあちゃんになりますが、私がじいばあの立場に、孫でありましたら、あんな危なくて危険極まりないところにはやりたくない、偽ざる気持ちであります。

今の予定地の上側にもう2年前に開発許可が出されております民有地がございます。ここは建築許可が下りておりません、未だに下りておりません。当然でしょう。土砂決壊特別警戒区域に指定をされております。

今の現在のところは、土砂警戒区域であります。建てれないことはありません。以前、教育長さんに大変失礼ですが、砂防ダムのようなものをつくったら建てれるよと、芦辺中学校のときには言われました。金は誰が出すのかと、私はそのときに申し上げた記憶がございます。記憶がよみがえりましたでしょうか、教育長さん。

そうしたときに、大多数の議員の諸氏は、芦辺中学校ゴーサインでありました。そしたら、芦辺地区の住民、父兄の皆さんが立ち上がって、危ない、安全で安心なところにつくるべきであるということで、蜂起をされました。蜂起というのは、アリのごとく皆さんが立ち上がられました。

私は、何となく、今回郷ノ浦地区の皆さん方もそういう雰囲気になりはしないかと非常に懸念をしております。予算さえ通さねばできないんですから。よく考えてください。今から将来がある子供たちです。そして、何よりこうした危険極まりない土砂災害、豪雨災害、頻発をいたしております。

そうした環境の中に、今、遊休地がいっぱいあります。どこもかしこもありますよ。柳田の給食センターもあります。柳田小学校に隣接したところには運動場も一緒に使えます。国道沿いの曲がり角の右を見て左を見て右を見て左を見て、こういうところから朝のラッシュ時に、いいですか、皆さん、公務員の皆さん、8時半ですよ、民間の皆さんは8時には出勤せないかん。もう7時半には子供を連れていかんにやいかん。そういう環境の車の多いところで、果たして最適であろうか。

結論は申し上げます。じっくり考えていただきたい。予算委員会までじっくり考えていただきたい。将来があるんです、将来が。いいですか、これこそが安全・安心なSDGsというんで

しょう。分かりますか、これがSDGsというんですよ。目先だけ、ここだけでどうかうまいことねじつけて通そうとか何とか、論外。住民の皆さん、これでよければよし、議会も通します、できないというのであれば、どんどん意見を付してください。

以上で質問は要りません。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、議案についての質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第29号及び議案第31号の2件をタブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第30号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に選任することに決定しました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員の中からとし、委員長に音嶋正吾議員、副委員長に山川忠久議員と決定いたしましたので、報告をいたします。

日程第11. 要望第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第11、要望第1号地球温暖化防止のために松崎新田に太陽光パネル設置の要望を議題とします。

ただいま上程しました要望第1号については、タブレットに配信の陳情等文書表のとおり、産業建設常任委員会へ付託します。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は6月15日水曜日午前10時から開きます。

なお、6月15日、16日の2日間是一般質問となっており、計9名の議員が登壇予定となっています。壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますように、よろしくお願いをいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時34分散会
